

浜長保険センター安全だより

令和元年 9月 17日
浜長保険センター第 34号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571

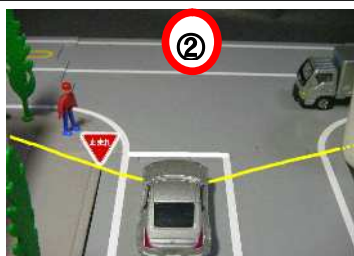
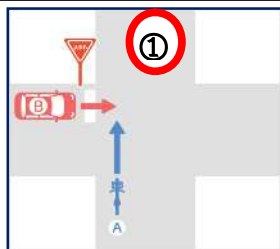


今年は特に残暑が厳しかったですが、ようやく和らぎ、澄んだ青空が秋を感じさせます。青空のように皆様のお気持ちが爽快でありますようにお祈り申し上げます。



過失のある交通事故の原因は、交通ルール違反があります。事故原因となる不注意の時間はわずか約1～3秒です。衝突する1～3秒前に如何に安全措置を執るか、如何に10cm程度の間隔を確保するか。交通ルールを理解した上、危険予知と迅速な回避措置を現場で実践しましょう。

問 普通乗用車を運転中、公安委員会の標識がある一時停止場所交差点に差し掛かり、一時停止した。このとき右側道路から原付が来ていたが、その距離なら先に行けると判断し、発進して右折中、交差点中央付近で自車の右角とその原付が衝突した。原付は転倒し負傷した。
自車はゆっくり発進中であり、原付も自車を認めていただろうし、減速して接近してくれていたら接触していなかったと思う。どう理解すれば良いか？



上図を説明します。

図① 事例を図示しました。図② 停止線に止まっても左右道路の安全確認ができません。

図③ 確認ができる位置まで前進した場合、乗用車の先端は、交差点内を約2メートル入っています。

そのため安全確認は、二段階停止が必要です。通常、運転席はボンネット先端から約2.5メートル後方の位置にあります。このことを理解・認識しておく必要があります。したがって、停止線で停止しても確認できないからと言って停止線を越えて、一気に確認できる位置まで前進すると、交差点内にボンネット先端が約2メートル突き出た状態になり危険であります。交差道路が優先道路でなく、建物のため見通しが悪い交差点では、右側道路から来る原付は「徐行義務」(道交法第42条)があります。見通しが良い場合は、徐行義務はなく「交差点安全進行義務」(道交法第36条第4項)があります。

指定場所における一時停止について、道路交通法第43条に次のとおり示されています。

「道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、

- ① 道路標識等による停止線の直前で一時停止しなければならない。
- ② **この場合において、その車両等は第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。**と規定されています。
 - (1) **停止線の直前で停止**することになっていますので、停止線を越えてから停止した場合、一時停止を履行したということにならないので本条の違反となる。(昭37・2・8名古屋高裁金沢支部)
この場合、一時停止と安全確認の2つの義務があります。
 - (2) 「第36条第2項の規定に該当する場合のほか」とは、交差道路が優先道路である場合、又は幅員が明らかに広い道路である場合に、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしたときは、優先道路進行妨害違反となりますが、優先道路等以外の道路では、一時停止後の交差道路進行妨害違反となります。

